

公共建設工事に係る低価格入札問題への取組みについて

平成19年6月29日

宮 城 県

宮城県建設工事競争入札参加登録業者の皆様へ

このたび、本県が発注した公共建設工事について、県内の企業が公正取引委員会から、「私的独占の禁止及び公正競争の確保に関する法律」第19条（不公正な取引方法第6項〔不当廉売〕に該当）の規定に違反するおそれがあるとして、警告を受けました。

不当廉売は、価格競争を激化させ、下請企業に対するしわ寄せや労働条件の悪化等をもたらし、建設産業を疲弊に追い込むばかりか、地域社会の健全な発展をも阻害するもので、許されざる行為であります。

本県といたしましては、不当廉売に対する監視の目をさらに光らせ、必要に応じて対策を講じる考えでありますので、皆様におかれましても、これを他山の石として、適正な価格での公正な競争に努められたく、特段のお願いをいたします。